学則（抜粋）

第１章　組　　織

（目　的）

第１条　　本校は、医療専門課程および教育・社会福祉専門課程を設置し、そのもとで社会に役立つ臨床検査技師、はり・きゅう師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員および薬業ならびに医療秘書、医療情報および医療心理分野の専門職業人・技術者としての知識及び技能を教育することを目的とする。

（名　称）

第２条　　本校は、大阪医療技術学園専門学校という。

（位　置）

第３条　　本校は、大阪市北区東天満二丁目一番三十号に設置する。

（自己点検、評価）

第４条　　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

３　本校は、学校関係者（保護者、卒業生、業界関係者等）による評価を受け、教育活動の改善に努める。

４　本校は、必要に応じて第三者評価を受審し、その結果を教育活動の向上に活用する。

第２章　課程、学科及び修業年限並びに休日

（課程、学科、修業年限）

第５条　　本校の課程、学科及び修業年限は次のとおりとする。

２　臨床検査技師科は、臨床検査技師等に関する法律第１５条１項に規定する者を養成する学科とする。

３　鍼灸美容学科は、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師等に関する法律第２条第１項に規定する者を養成する学科とする。

課　　程	学　　科	修業年限	備考
医療専門課程	臨床検査技師科	３年	昼間
医療専門課程	薬業科	２年	昼間
医療専門課程	医療秘書・情報学科	２年	昼間
医療専門課程	鍼灸美容学科	３年	昼間
医療専門課程	専攻科	１年	昼間
医療専門課程	医療専攻科	１年	昼間
医療専門課程	言語聴覚士学科	３年	昼間
医療専門課程	言語聴覚士学科	２年	昼夜間
教育・社会福祉専門課程	医療心理科	３年	昼間

４　言語聴覚士学科（昼間部３年制）は、言語聴覚士法第３３条１号に規定する者を養成する学科とする。
５　言語聴覚士学科（昼夜間２年制）は、言語聴覚士法第３３条５号に規定する者を養成する学科とする。
６　在学年限は、各学科の修業年限の２倍とする。

（学年、学期）
第６条　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
２　専門課程の学期は、次のとおりとする。
前期　４月１日から９月３０日まで
後期１０月１日から３月３１日まで
３　但し、校長が必要あると認めるときは、前期終了日及び後期開始日を変更することがある。

（休業日）
第７条　本校の休業日は次のとおりとする。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律で規定する休日
（３）夏季休業
（４）冬季休業
（５）春季休業
（６）創立記念日（３月２８日）
２　前項の規定にかかわらず、校長が特に必要あると認めるときは、休業日を変更することができ、臨時に休業を行いまたは休業日に授業を行うことがある。

第３章　教育課程、単位数等及び教員組織

（教育課程、単位数等）
第８条　本校の教育課程及び単位数等は別表１のとおりとする。

（授業時数の単位数への換算）
第９条　別表１に定める１単位の授業科目を４５時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。
２　臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部３年制）、言語聴覚士学科（昼夜間２年制）については、厚生労働省の定める「養成施設指導要領」の授業に関する事項（単位計算方法）に基づくものとする。

（成績評価）
第１０条　授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、各学科とも最終学年の終わりには、卒業試験を行う。また、所定の授業日数の３分の１以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができないので、進級または卒業することができない。ただし、各学年において欠席日数が出席すべき日数の３分の１以内であっても、各学科目及び実習にかかる出席時間数が３分の２（実習のみ５分の４）に満たない者は、補習を受けなければ定期試験を受けることができないので、進級又は卒業することができない。ただし臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部３年制）及び言語聴覚士学科（昼夜間２年制）については別に各科試験規程に定める。
２　試験の成績は科目ごとに１００点満点とし、６０点以上を合格とする。
３　合格点に満たない科目については、その学科の再試験を行うことがある。

４　学科試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者は、追試験を許可することがある。

５　再試験を受験する者は、受験料として１教科１０００円を添え、所定の届け出をし、校長の許可を得なければならない。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第１１条　他の専修学校専門課程において、同一専門分野等で授業科目を履修した場合には、本校修了に必要な総単位数の２分の１を超えない範囲で、本校の授業科目の履修とみなす（ただし、履修学校より、「履修単位認定証」等の提出を必要とする）。履修科目の認定について、必要な事項は別に定める。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第１２条　大学または短期大学における学修、その他文部科学大臣が定める学修（認定社会通信教育、技能審査、ボランティア、インターンシップ等）を本校授業科目の履修とみなす（ただし、同一専門分野等の関連教科のみとする）。ただし、第１１条の履修とみなす単位数と合わせて、本校修了に必要な総単位数の２分の１を超えないものとする（ただし、履修認定は、履修学校より、「履修単位認定証」等の提出を必要とする）。上記の規定は、本校の専門課程に相当する教育内容の外国の教育施設に学生が留学する場合についても準ずるものとし、「ＧＰＡ単位履修認定証」を発行する。履修科目の認定について、必要な事項は別に定める。

ただし臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部３年制）及び言語聴覚士学科（昼夜間２年制）は、これを認めない。

（入学前の授業科目の履修等）

第１３条　本校は教育上有益と認める場合、本校入学前に行った履修授業科目を本校の授業科目の履修とみなすことができる。なお、履修授業科目等は、第１１条、第１２条による履修授業科目の単位数と合わせて本校修了に必要な総単位数の２分の１を超えないものとする（大学、短期大学、専修学校等の卒業生、在校生からの編入学等、履修学校より「履修単位認定証」等の提出を必要とする）。履修科目の認定について、必要な事項は別に定める。

（授業の方法による履修等）

第１４条　多様なメディアを高度に利用して、授業を教室等以外の場所で履修することができ、履修授業科目の単位数は、本校修了に必要な総単位数のうち、４分の３を超えないものとする。

（始業及び終業）

第１５条　本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間課程は、午前9時から午後4時１０分までとする。

夜間課程は、午後6時から午後9時１０分までとする。

ただし、臨床検査技師科及び言語聴覚士学科（昼間部３年制）は午後５時までとし、実習の時間については別に定める。言語聴覚士学科（昼夜間２年制）は、月曜日から金曜日の午後４時３０分から午後９時２０分まで、土曜日の午前９時から午後４時１０分までとし、実習の時間については別に定める。鍼灸美容学科は午前９時から午後４時１０分までとする。

（職員組織）

第１６条　本校に次の教職員を置く。

（１）校長	１名
（２）学科長	学科毎に１名
（３）専任教員	７名以上
（４）教員（講師）	１５名以上
（５）事務職員	３名以上
（６）学校医	１名以上

第４章　入学・休学・退学及び卒業

（入学資格）

第１７条　本校の入学資格は、次のとおりとする。

（１）高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者。

（２）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

（３）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

（４）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。

（５）文部科学大臣の指定した者。

（６）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）。

（７）学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第１８号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者。

（８）学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。

（９）専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者。

ただし、臨床検査技師科は、学校教育法第９０条第１項並びに臨床検査技師学校養成所指定規則第３条に掲げる者とする。

鍼灸美容学科は、学校教育法第９０条第１項並びにあん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師に係る学校養成施設認定規則第３条に掲げる者とする。

専攻科は、専門学校、短期大学、大学卒業者（見込み）で、同一の専門教科の修了者である者とする。医療専攻科は、更に臨床検査技師（国家資格）及び言語聴覚士（国家資格）を取得（見込み）である者とする。

言語聴覚士学科（昼間部３年制）は、学校教育法第９０条第１項並びに言語聴覚士法施行規則第１３条各号に掲げる者とする。

言語聴覚士学科（昼夜間２年制）は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者とする。

（入学時期）

第１８条　本校の入学時期は学年の初めとする。

（入学手続）

第１９条　本校の入学手続は次のとおりとする。

（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第２８条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

（３）本校に入学を許可された者は、入学許可から７～１０日以内に、第２８条の入学金を添えて手続をとらなければならない。

（４）入学試験の規定は、別段の定めのある場合を除き校長が決める。

（転入学）

第２０条　転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、試験の結果許可をすることがある。

（休学・復学）

第２１条　学生が疾病その他やむを得ない理由によって、７日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し校長の許可を受けなければならない。

２　校長は、病気その他の理由により修学することが不適当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

３　休学期間は、１年以内とする。ただし、第１項の許可を得た学生が延長願を提出した場合において校長がやむを得ない理由があると認めるとき、又は前項の規定により休学を命じた場合において、校長が引続き休学させる必要があると認めるときは、その期間を延長させることができる。

４　休学の期間は、通算して修学年限１～４年を越えることはできない。

５　休学期間は、在学の期間に算入する。

６　前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

（退学及び除籍）

第２２条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

２　校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

（１）病気その他の理由により修学の見込みがなくなった者

（２）第５条第６項に規定する期間内に卒業することができない者

（３）正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ督促期間内に当該授業料を納入しない者

（課程修了の認定）

第２３条　第１０条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

２　課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第２４条　第２３条により、別表４に定める専門課程、学科を修了したと認めた者には、学校教育法第１３１条の２及び学校教育法施行規則第１８６条に基づき、専門士の称号（別紙様式２）を授与する。

第５章　科目等履修

（科目等履修生、別科生）

第２５条　本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請または別科生としての履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目履修生または別科生として当該科目の履修を許可することができる。

２　その他科目等履修生または別科生に関する事項は別表３に定める。ただし臨床検査技師科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科（昼間部３年制）及び言語聴覚士学科（昼夜間２年制）はこれを認めない。

第６章　賞　　罰

（ほう賞）

第２６条　成績優秀にして、他の模範となる者にはほう賞することがある。

（懲戒）

第２７条　校長が教育上必要と認めるときは、学生に懲戒を加えることがある。

２　懲戒の種類は次のとおりとする。

（１）戒告

（２）停学

（３）退学

３　前項の退学は次の各号のひとつに該当する学生に対して行う。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由がなくて出席が常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
（５）同学年を２度以上留年する者

第７章　入学金及び授業料等

（納付金）
第２８条　本校の入学検定料・入学金・授業料等納付金は別表２のとおりとする。

第２９条　既に納入した入学金及び入学検定料は返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
（１）新年度授業開始前に亡くなったとき
（２）入学を許可された者で該当年の３月末日までに入学辞退の申し出があった場合は、既に納入した授業料を返還する。４月１日以降に入学辞退の申し出があった場合は、返還請求のあった時期・理由など諸般の事情を考慮して、一部返還する場合がある。

第３０条　新年度１年間休学の場合、前年度末までに休学届が提出された場合、授業料は徴収しない。

第８章　奨学制度

（奨学金）
第３１条　本学に奨学制度を設ける。詳細は別表５に定める。

第９章　寄宿舎等

（寄宿舎、健康診断）
第３２条　寄宿舎に関する事項は、校長が別に細則で定める。
２　学校保健安全法第１３条の規定に基づき、健康診断を毎年１回以上実施し、学生は必ず受診しなければならない。

第１０章　雑　　則

（施行細則）
第３３条　この学則の施行についての細則は、別に定める。

附　　則

この改正学則は令和８年４月１日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。